

秋の火災豫防運動週間

十月十八日—二十四日

火事の無い 平和で明るい街の建設

心配された十四号や十五号台風もようやく大した被害もなく終り、何かしらホッとした気持ちで、黄色い稲穂は重そうに頭を垂れ、山や野の草木の葉も一雨毎に色づき、秋の深さをしみじみ感じさせる今日この頃、殊に朝夕の寒さは又すぐ目の前に待っている多ある。

ことを知らされず。昨年五月二十三日に元町の大火が発生し、沢山の家を焼き多くの罹災者を出し、そして又、十二月十五日には本町の火災により市が出来ましたが、再び秋の火災危険期をひかえる頃、目抜き通りが焼野が原と化したことは、私共の心から消え去ることがない大きな汚点であることが痛感されます。



よく耳にすることで、
「どんなに慰めても焼け出された人達の気持ちを本当に乗り切ることが出来ないし、又本町の火災の恐ろしさは焼け出されたことのある人でなければわからない」と全くそのとおりであると思えます。

函館市が全国に誇る消防施設を持ち、又市民の一人一人が火災に対する関心が一番深く、例えば一般家庭、官公署、会社、事業所等あらゆるところの予防、消火設備が整っていることは、昭和九年の函館大火により市の大半を焼き、数千人の肉親を失った火災の中に、母は子を、子は母を呼び叫びつつみすみす焼け死んで行くのを救うことも出来ず泣き悲しんだ一夜の地獄の姿を身にしみて感じ、その恐怖をぬぐい去ることを得ず、二度と再びあの惨事を繰返すまいと心から誓った市民の一人一人の決意がそうさせたものであろうと思えます。

焼け出されてからではおそすぎる。なる前にその対策をすべきであつて、全くこれらことは、他人の事、対岸の火事と笑い見逃すことの出来ない重大なことで、私達個々が真剣に考えねばならないことと思えます。

今年八月から二十四日の一週間、秋の火災予防運動が展開されますが、これは決して消防関係者だけのものではなく、皆さん方の運動であります。函館大火元町の大火を思い起され、再び悪夢を見ないために一層私達と共に頑張つて頂きたいと思ひます。

留萌市の火災は統計上から見ますと、今年九月末現在の発生件数、損害額共昨年比に比し著しく減少して居り三三年は三八件、四〇、八四八、五〇〇円、本年は三六件で、九五五、三〇〇円、差引二件、三八、八九三、二〇〇円も少なくなつて居ります。

発生原因から見ると件数の差はあつても探検設備(ストーブ、燗突)によるものが依然として首位を占め、火災の発生原因として油類

- そこで今回実施される運動の重点として次の六つが挙げられます。
- 1、探検設備の完全設備と安全管理の徹底
 - 2、特殊建築物に対する防火管理の徹底
 - 3、避難設備の整備
 - 4、危険物関係の取締指導
 - 5、雷火火災防止(配線の老朽、素人工事の禁止、その他)
 - 6、警防体制の確立(消防関係)

以上のとおりで警防体制の確立については消防水利の擴充整備が挙げられ、苦しい市財政の中から消火栓の増設、貯水その、設置及び改善を待て居り、又昨年焼けた元町出張所については元町市民の要望により完全とまでゆかないまでも一應五十三万円余の費用を投入して二、五坪の立派な機械器具置場が完成され消防自動車一台と、小型可搬動力ポンプ一台が配置され、有時に対処し得る態勢が整いました。

その他、めん密なる市内調査に基づく防禦計画を策定し、これに基づき常に図上、現地訓練を反復実施して居ります。

どうぞ市民の皆様も私達に協力され、消防水利の維持管理に、又警防、団員による各家庭の予防査察に、その他色々な面からお力添えを下され共に恐ろしい火災から私達の生命、身体、財産を守り、平和で且つ安定した生活形態を築き上げてゆくことにつとめましよう。

秋の火災予防運動を目前に控え紙上から一言皆様にお願いを申し上げます。

写真は火災に見舞われた人々

山火に注意し
自然を愛護
しまじよう

ストーブ台に
ストーブの
とりつけに
ご注意を。
火の用心

ストーブの
フタをぎゅめに
メカネ石に

**市民の手で
市民組織をつくらう**

民主政治はガラス張りの政治です。市民は役所が何をして居るかを知らなければなりません。市民は役所を知ることが知らなければなりません。市民は役所を知ることが知らなければなりません。市民は役所を知ることが知らなければなりません。

市民組織を調査

市では今、市内の市民組織(自治会、町内会、振興会など)の調査を行つて居ります。

この調査は、どの地区にどのような形で、市民のまとまつた団体があるかを調べて、この市が色々な仕事をやるに当たって、団体をとおして周知し、円滑な市政を行うためのものとして考へて居ります。

市民組織については戦前戦中の隣組の復活としての反対もありますが、戦時中そのまゝのような隣組の再組織の出現は、市民自らが市政を知るための下から盛り上つた市政協力する組織の出現こそ市勢の発展にプラスにこそなれこれを防げるものではないと信じて居ります。

明るいわれ等の町内会、ひざを交えて市政を聞き、共に語り合ふ会の誕生を望んでやみません。

(臨時市政企画調査室)

市役所人事異動

総務課長事務取扱 助役 寺井 利恵
臨時市政企画調査室長 主事 青山喜三郎
主事 二本柳雄吉
主事 張江 敏和

一口でご家族みんなを保険
日本ではじめての **家族保険**

安い保険料、かんたんな手続きで、家族全部が保障されるのが、この保険です。例えば、保険金は、ご主人が二十五万円の家族保険にお入りになりましたと、奥さんには四割の十万円、お子さんの場合は何人でも二割の五万円づつ保障される仕組みです。

なお契約者が万一のことでも、保険金をお支払した後でも、遺族の保険はそのまゝ、継続されますが、保険料はいただきます。

△契約者—契約者(ご主人または奥さん)は、全期間満六十六才満期養老保険です。

△配偶者—六十才までの間に事故があつた場合にのみ保険金をお支払します。

△子供—お子さん(将来生れるお子さんも含め何人でも)は、二十才までの間に万一の事故があつた場合に保険金を支払われます。

△加入者年令—二十才から五十才までの結婚されている方なら、ご主人でも、奥さんでも契約が出来ます(年令差は奥さんがご主人より二十才下か、七才年上の範囲です)。

なお不明の点がありましたら、郵便局保険課にお尋ね下さい。

いままでは、料理店や、旅館、飲食店で遊興飲食した時に、お客さんが「持込み」でお酒を飲まれても税金は余りかゝつておりませんが、この持込み名をかりて脱税がだん／＼多くなつて居ります。このまゝにしては行かなくなつたので、道ではこの春から正式にこの持込みにも課税することになりました。

△客が飲食する店へ酒の返売店などから届けさせて飲食する酒類
△客が飲食する店から品借りして飲食する酒類
△宴会などで客がその店へ持参して飲食する酒類
△旅館などで飲食するため訪問客が持参して飲食する酒類

以上のもはその販売価格が課税の標準となります。

あらゆる印刷は

金子印刷所

〒代表 503